

教育ローン(無担保型) フリーローン(無担保型) マイカーローン 商品説明書(兼ご利用ガイド)

LEAD THE VALUE



三井住友銀行

SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION

1. 教育ローン(無担保型)	
商品説明書	1
必要書類について	2
2. フリーローン(無担保型)／マイカーローン	
商品説明書	3
必要書類について	6
3. ご利用ガイド	
変動金利型のしくみ	6
ご返済方法について	7
保証会社のご利用について	7
一部繰上返済について	7
全額繰上返済について	9
住所や氏名に変更があった場合	9
お客さまの情報のお取扱について	10
4. ローン規定・契約書用語解説集	
	12

1. 教育ローン(無担保型)

商品説明書

(2025年03月24日現在)

1. ご利用いただける方

以下の条件をすべて満たされる方

- 教育を受ける方のご両親のいずれかまたはご本人さまで、お申込時満20歳以上、満65歳以下の方
- 前年度税込年収が200万円以上(個人事業主の方は所得金額)で、現在安定した収入のある方(年金収入のみの方はご利用いただけません)
- 当行指定の保証会社であるSMBC コンシューマーファイナンス株式会社の保証を受けられる方
- ご契約時に当行(ローン契約機)にご来店いただける方
- 日本国内在住の方

2. お借入資金のお使いみち

学校、塾、予備校等に納付する教育関連資金およびそれらのお借り換え資金

※すでにお支払済の場合でも、お申込時点でお支払後2ヵ月以内のものであればお使いみちの対象となります。

以下のお使いみち等は除きます。

- 学校あて納付書やパンフレット等により確認できない資金
- お借入資金をお支払先に一括してお支払いいただけない資金
- 自己資金でお支払済後、お申込時点において2ヵ月を超過する資金
- (お借り換えの場合)教育資金としてお借り入れされたことを返済予定表等により確認できない資金
- 当行ローンのお借り換え資金

3. お借入金額

10万円以上300万円以内(1万円きざみ)

※なお、お借入金額は以下の範囲内とします。

- ご提出いただく学校あて納付書やパンフレット等に記載の金額と同じかそれよりも少ない金額

4. お借入期間

1年以上10年以内(1ヵ月きざみ)

5. お借入利率

【変動金利型】

※お借入利率につきましては窓口またはカードローンプラザ(0120-923-923)までお問い合わせください。

※新規お借入利率は、当行所定の短期プライムレートに連動する長期貸出金利を基準とする利率にて決定いたします。

※お借入後は年2回、4月1日と10月1日に基準利率を見直し、それぞれ6月・12月のご返済日の翌日より新利率を適用いたします。

6. お申込方法

インターネット、ローン契約機、電話にてお申し込みいただけます。

7. ご契約方法

当行の店内等に設置のローン契約機にてご契約いただけます。

8. ご融資方法

当行所定の銀行営業日のうち、お客さまのご希望日に当行にご指定いただいた返済用預金口座に入金させていただきます。

なお、入金後はお客さまご自身で学校等にお支払いいただけます。

9. ご返済方法

【元利均等返済方式】

毎月一定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)に、元金と利息を合わせて同金額を返済用預金口座から自動引き落としさせていただきます。

※具体的な返済額は窓口でお申しつけいただければ試算いたします。

※ご返済額はお借入利率の見直しに合わせて新利率により再計算させていただきます。

※毎月返済と併用して、半年ごと増額返済(以下「ボーナス返済」といいます)もご利用いただけます(ボーナス返済部分は借入金額の50%以内とします)。

※ご返済日は、5、15、25日の中からお選びいただけます。

10. 担保・保証人

当行指定の保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社が保証いたしますので、原則として担保・保証人とも不要です。

教育ローン(無担保型)

11. 手数料・費用

【手数料】

お借り入れにあたっての手数料は不要ですが、**繰上返済(一部・全額とも)を行う場合は、お手続の都度、繰上返済手数料として5,500円(消費税込)をお支払いいただきます(ただし、法令上の制限がある場合を除きます)。**

※繰上返済は、電話と郵送による書面でのお手続となります。お手続の際は、お取引店へお電話ください(ローン契約機、インターネットでの繰上返済のお手続はできません)。

【費用】

お借り入れにあたり、所定の印紙代を返済用預金口座から自動引き落としさせていただきます。

(例:お借入金額300万円の場合、2,000円<消費税非課税>)

12. 保証料

お借入時に一括して保証料をお支払いいただく必要はありませんが、適用するお借入利率の中から当行が当行指定の保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社に保証料をお支払いいたします。

13. その他

- 団体信用生命保険はご利用いただけません。
- 繰上返済を除いて、お借入後の期間・返済方法等の条件変更はできません。
- 分割融資方式や元金返済据置はご利用いただけません。追加のお借り入れをご希望の場合は、新たにお申し込みいただく必要がございます。

※お申込にあたっては、当行および当行指定の保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の審査がございます。審査の結果、ご希望に沿いかわる場合がございます。審査内容につきましてはお答えいたしかねます。

※審査結果には有効期限がございます。有効期限内にご契約いただく必要がございますので、あらかじめご了承ください。

※お申込内容が事実と異なる場合、ご契約手続段階でお断りすることがございますのであらかじめご了承ください。

必要書類について

お申込時(ご契約時)、お借入後に必要な書類は以下の通りです。(○:必須、-:不要)

		学校等に納付する資金の場合		お借り換え資金の場合		
		お子さまのために お借り入れされる 場合	学生ご本人さまが お借り入れされる 場合			
お申込時(ご契約時)	1.ご本人さま確認書類 (右記のいずれか、 有効期限内のもの) ^{※1}	・運転免許証 ・パスポート ^{※2}	・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・個人番号カード	○	○	○
	2.ご年収確認書類 (右記のいずれかのうち 直近1期分)	<給与所得者の方> 源泉徴収票または市区町村発行の所得証明書 (住民税課税決定通知書等) <個人事業主の方> 確定申告書、同付表または納税証明書(その1およびその2)		○	○	○
お借入後	3.資金使途(お使いみち) 確認書類(右記のいずれか)	金額のわかる納付書やパンフレット等		○	○	-
	4.その他の確認書類	返済予定表等(教育資金としてお借り入れされたことがわかるもの)		-	-	○
お借入後	5.支払済確認書類 (右記のいずれか)	納付済の振込受取書等		○	○	-
		お借り換え先ローンの完済明細書または利息計算書等		-	-	○

※1:各種健康保険証等、他のご本人さま確認書類につきましては、三井住友銀行カードローンプラザ(0120-923-923)までお問い合わせください。

また、ご本人さま確認書類に記載された自宅住所と現在のお住まいの自宅住所が異なる場合は、現在お住まいの自宅住所が記載されている以下のいずれかの書類(領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日付が当行受付日より6ヵ月以内のもの)をあわせてご用意ください。

- ・国税、地方税の領収書もしくは納税証明書
- ・社会保険料の領収書
- ・公共料金の領収書(電力会社・水道局・ガス会社・NHK・電話会社(携帯電話会社のものを除く)発行のもの)

2:2020年2月4日以降に申請されたパスポートには所持人記入欄が存在しないため、現住所が記載されている本人確認書類等を併せてご提出ください。

なお、上記以外の書類等をご用意いただく場合があります。

2. フリーローン(無担保型)／マイカーローン

商品説明書

(2025年03月24日現在)

1. ご利用いただける方

以下の条件をすべて満たされる方

- お申込時満20歳以上、満65歳以下の方
- 前年度税込年収が200万円以上(個人事業主の方は所得金額)で、現在安定した収入のある方(年金収入のみの方はご利用いただけません)
- 当行指定の保証会社であるSMBC コンシューマーファイナンス株式会社の保証を受けられる方
- ご契約時に当行(ローン契約機)にご来店いただける方
ただし、リフォーム資金でお借入金額が300万円を超える場合は、郵送でのご契約となります。
- 日本国内在住の方

2. お借入資金のお使いみち

<フリーローン>

ご自宅のリフォーム資金、家具・インテリアの購入資金、旅行資金、ご婚礼に伴う資金等、さまざまなお使いみちにご利用いただけます。

以下のお使いみち等は除きます。

- 事業性資金
- 投機性資金
- 見積書や契約書等により確認できない資金
- 個人間の売買契約
- お借入資金をお支払先に一括してお支払いいただけない資金(家賃・生活資金等)
※リフォーム資金は分割してお支払いいただけます(融資は一括となります)。
- すでにお支払済の資金
※リフォーム資金は着手金・前金等の一部お支払済の資金(支払後2か月以内)を、お借入資金に含むことが可能です。
ただし、残代金についてはご融資実行後にお支払いいただく必要がございます。
- 当行または他金融機関からのお借り換え資金
※リフォーム資金は担当までお問い合わせください。

※なお、上記以外にもお申し込みできない場合があります。
お使いみちにつきましては担当までお問い合わせください。

<マイカーローン>

自家用の自動車・自動二輪車購入資金、運転免許証の取得資金、車検・修理・付属機器の購入資金。

※自動車・自動二輪車は中古車も対象となります。
※ご家族名義も対象となります。

以下のお使いみち等は除きます。

- 運輸・営業用の自動車購入資金
- 自動車税納付資金
- 見積書や契約書等により確認できない資金
- 個人間の売買契約
- お借入資金をお支払先に一括してお支払いいただけない資金
- すでにお支払済の資金
※手付金・前金等の一部お支払済の資金(支払後2か月以内)を、お借入資金に含むことが可能です。ただし、残代金についてはご融資実行後にお支払いいただく必要がございます。
- 当行ローンのお借り換え資金

※なお、上記以外にもお申し込みできない場合があります。
お使いみちにつきましては担当までお問い合わせください。

3. お借入金額

10万円以上300万円以内(1万円きざみ) ただし、リフォーム資金に限り10万円以上800万円以内(1万円きざみ)

※なお、お借入金額は以下の範囲内とします。

- ご提出いただく納付書、パンフレット、見積書または契約書等に記載の金額と同じかそれよりも少ない金額

4. お借入期間

1年以上10年以内(1か月きざみ)

5. お借入利率

【変動金利型】

※お借入利率につきましては窓口またはカードローンプラザ(0120-923-923)までお問い合わせください。

※新規お借入利率は、当行所定の短期プライムレートに連動する長期貸出金利を基準とする利率にて決定いたします。

※お借入後は年2回、4月1日と10月1日に基準利率を見直し、それぞれ6月・12月のご返済日の翌日より新利率を適用いたします。

【お借入資金のお使いみちがリフォーム資金の場合、お借入利率を引き下げ】

リフォーム資金にご利用の場合、店頭金利より▲年4.250%とします。

【SMBC Green プロジェクト関連の資金にご利用の場合、お借入利率を引き下げ】

省エネ性能機器の購入・設置にご利用の場合、店頭金利より▲年3.000%とします。なお、リフォーム資金は引き下げ対象外といたします。

フリーローン(無担保型)／マイカーローン

【住宅ローンのお取引によるお借入利率の引き下げ】

フリーローン(無担保型)お申込時、当行の住宅ローンをご利用中で、ご返済の遅延がないお客さまにつきましては、お借入時からご完済時までのお借入利率を店頭金利より▲年3.000%とします。なお、リフォーム資金は引き下げ対象外といたします。

※対象住宅ローンは、当行指定の保証会社が保証する住宅ローンに限定し、一部除外される商品もございます。

なお、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)直接融資のみ、長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)《フラット35》のみの方はお取り扱いできません。

※本ローンの返済用預金口座は、住宅ローンの返済用預金口座と同一口座をご指定いただけます。

※「SMBC Green プロジェクト関連の資金にご利用の場合、お借入利率を引き下げ」と「住宅ローンのお取引によるお借入利率の引き下げ」は併用できません(最大で年3.000%の金利優遇となります)。

6. お申込方法

インターネット、ローン契約機、電話にてお申し込みいただけます。

7. ご契約方法

当行の店内等に設置のローン契約機にてご契約いただけます。

ただし、リフォーム資金でお借入金額が300万円を超える場合は、郵送でのご契約となります。

8. ご融資方法

当行所定の銀行営業日のうち、お客さまのご希望日に当行にご指定いただいた返済用預金口座に入金させていただきます。なお、入金後はお客さまご自身で支払先にお支払いいただき、お支払済であることが確認できる書類を以下の方法によりご提出いただけます。

- ローン契約機にお持ちいただく方法
- FAX、郵送にてお送りいただく方法

9. ご返済方法

【元利均等返済方式】

毎月一定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)に、元金と利息を合わせて同金額を返済用預金口座から自動引き落としさせていただきます。

※具体的な返済額は窓口でお申しつけいただければ試算いたします。

※ご返済額はお借入利率の見直しに合わせて新利率により再計算させていただきます。

※毎月返済と併用して、半年ごと増額返済(以下「ボーナス返済」といいます)もご利用いただけます(ボーナス返済部分はお借入金額の50%以内とします)。

※ご返済日は、5、15、25日の中からお選びいただけます。

10. 担保・保証人

当行指定の保証会社であるSMBC コンシューマーファイナンス株式会社が保証いたしますので、原則として担保・保証人とも不要です。

11. 手数料・費用

【手数料】

お借り入れにあたっての手数料は不要ですが、**繰上返済(一部・全額とも)を行う場合は、お手続の都度、繰上返済手数料として5,500円(消費税込)をお支払いいただきます(ただし、法令上の制限がある場合を除きます)。**

※繰上返済は、電話と郵送による書面でのお手続となります。お手続の際は、お取引店へお電話ください(ローン契約機、インターネットでの繰上返済のお手続はできません)。

【費用】

お借り入れにあたり、所定の印紙代を返済用預金口座から自動引き落としさせていただきます。

(例:お借入金額300万円の場合、2,000円(消費税非課税))

12. 保証料

お借入時に一括して保証料をお支払いいただく必要はありませんが、適用するお借入利率の中から当行が当行指定の保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社に保証料をお支払いいたします。

13. その他

- 団体信用生命保険はご利用いただけません。
- 繰上返済を除いて、お借入後の期間・返済方法等の条件変更はできません。
- 分割融資方式や元金返済措置はご利用いただけません。追加のお借り入れをご希望の場合は、新たにお申し込みいただく必要がございます。

※お申込にあたっては、当行および当行指定の保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の審査がございます。審査の結果、ご希望に沿いかねる場合がございます。審査内容につきましてはお答えいたしかねます。

※審査結果には有効期限がございます。有効期限内にご契約いただく必要がございますので、あらかじめご了承ください。

※お申込内容が事実と異なる場合、ご契約手続段階でお断りすることがございますのであらかじめご了承ください。

フリーローン(無担保型)／マイカーローン

必要書類について

お申込時(ご契約時)、お借入後に必要な書類は以下の通りです。

お申込時(ご契約時)	1. ご本人さま確認書類(右記のいずれか、有効期限内のもの) ^{※1}	・ 運転免許証 ・ パスポート ^{※2}	・ 住民基本台帳カード(顔写真付き) ・ 個人番号カード(表面のみ)
	2. ご年収確認書類(右記のいずれかのうち直近1期分)	<給与所得者の方> 源泉徴収票または市区町村発行の所得証明書(住民税課税決定通知書等) <個人事業主の方> 確定申告書、同付表または納税証明書(その1およびその2)	
	3. 資金使途(お使いみち)確認書類(右記のいずれか)	金額等がわかる請求書、契約書、注文書等 ^{※3}	
お借入後	4. 支払済確認書類(右記のいずれか)	納付済の振込受取書、領収書等	

※1: 各種健康保険証等、他のご本人さま確認書類につきましては、三井住友銀行カードローンプラザ(0120-923-923)までお問い合わせください。

また、ご本人さま確認書類に記載された自宅住所と現在のお住まいの自宅住所が異なる場合は、現在お住まいの自宅住所が記載されている以下のいずれかの書類(領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日付が当行受付日より6ヵ月以内のもの)をあわせてご用意ください。

- ・ 国税、地方税の領収書もしくは納税証明書
- ・ 社会保険料の領収書
- ・ 公共料金の領収書(電力会社・水道局・ガス会社・NHK・電話会社(携帯電話会社のものを除く)発行のもの)

※2: 2020年2月4日以降に申請されたパスポートには所持人記入欄が存在しないため、現住所が記載されている本人確認書類等を併せてご提出ください。

※3: 見積書、パンフレット、カタログ等でもお申込は可能です。ただし、ご契約手続までに金額等が確定した書類を別途ご用意いただきます。

なお、上記以外の書類等をご用意いただく場合があります。

3. ご利用ガイド

変動金利型のしくみ

教育ローン(無担保型)・フリーローン(無担保型)、マイカーローンの金利タイプは、変動金利型のみとなります。

ポイント1 変動金利型とは？

半年ごとにお借入利率が変動する金利タイプです。

お借入後の利率は、**当行所定の基準利率※の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。**

※当行所定の基準利率とは、短期プライムレートに連動する長期貸出金利をいいます。

ポイント2 お借入利率およびご返済額について

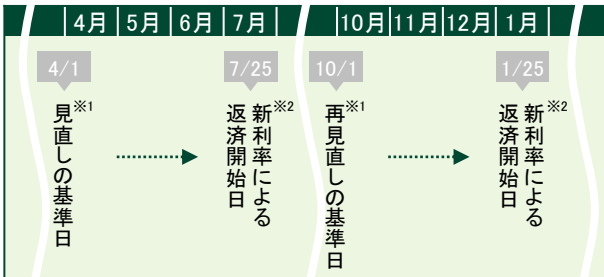
毎年4月1日と10月1日を基準日として利率が変動します。

これに伴い、ご返済額は7月および翌年1月の約定返済分より見直しされます。

なお、見直し後の利率およびご返済額が記載された「ローンご明細書」を5月頃と11月頃までにお送りします。

<スケジュールイメージ>

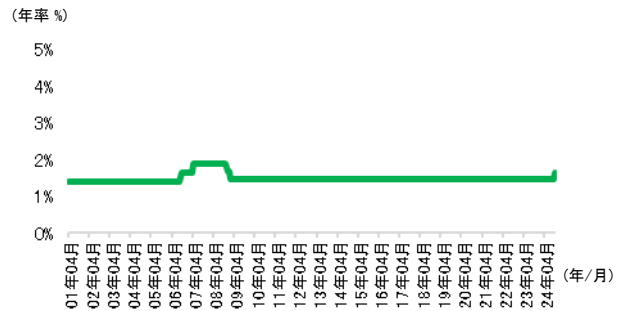
【例】毎月の返済日を25日に指定した場合



※1:ボーナス返済を併用されている場合は、ボーナス返済分のお借入利率の見直し基準日および新利率適用開始日も同じとなります。

※2:新利率は、前月約定返済日の翌日より適用されます。

<当行所定の短期プライムレートの推移>



※ 本グラフは、2024年10月01日現在のものとなっております。

※ 本グラフは、毎月月初の当行所定の短期プライムレート推移をグラフ化したものです。あくまでも過去の推移であり、今後の推移と相関関係はありません。

ご返済方法について

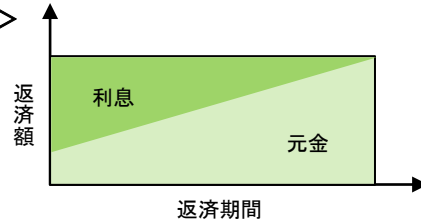
教育ローン(無担保型)・フリーローン(無担保型)、マイカーローンの返済方法は、元利均等返済のみとなります。ボーナス返済もご利用可能です。

ポイント1 元利均等返済とは？

毎月返済額(元金と利息の合計)を、一定の金額とする返済方法です。元利均等返済は、金利が変わらなければ毎月のご返済額が一定ですので、家計の見通しが立てやすい返済方法です。

※元金均等返済はご利用いただけません。

<イメージ図>

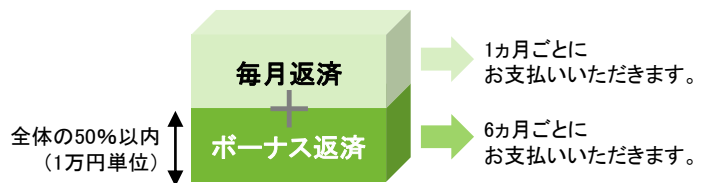


※上記は、お借入期間中に利率の変更がないものと仮定しています。

ポイント2 「毎月返済」と「ボーナス返済」について

ローンのご返済は、毎月、ご指定日(5、15、25日の中からお選びいただけます)に、当行にご指定の普通預金口座(返済用預金口座)から自動的に引き落とされます(毎月返済)。

ボーナス返済をご利用の場合、6か月ごとのボーナス返済月にはご返済額が増えますが、毎月のご返済額をおさえることができます。



ご利用ガイド

<ボーナス返済の割合とご返済額のイメージ>

【例】300万円を期間10年、利率年6%でお借り入れされた場合

	ケース1	ケース2	ケース3
元金内訳	毎月返済分 300万円	毎月返済分 225万円 ボーナス返済分 75万円	毎月返済分 150万円 ボーナス返済分 150万円
返済額	毎月 33,306円	毎月 24,979円 ボーナス 50,411円上乗せ (6か月ごと)	毎月 16,653円 ボーナス 100,823円上乗せ (6か月ごと)
年間返済額	399,672円	400,570円	401,482円

※お借入期間中に利率の変更がないものと仮定しています。

※ボーナス返済額は、ご返済開始から6か月目を1回目のボーナス返済月として計算しています。

●「毎月返済」と「ボーナス返済」のご注意点

- ① 約定返済日が当行の休業日の場合は、翌営業日のお支払となります。
- ② ボーナス返済月は次のいずれかの組み合わせからお選びいただけます。
 - ・1月と7月 ・2月と8月 ・3月と9月
 - ・4月と10月 ・5月と11月 ・6月と12月
- ③ ボーナス返済月には、「毎月返済」と「ボーナス返済」の合計額をご返済いただくことになります。通常月に比べてご返済額が多くなりますので、ご入金をお忘れにならないようご注意ください。
- ④ 利息は各返済日ごとに後払いとなりますので、ボーナス返済部分については、6か月分をまとめてお支払いいただきます。

●万が一ご返済が遅れた場合

遅延している元金に対し、年14%の損害金がかかります(1年を365日とし、日割りで計算します)。

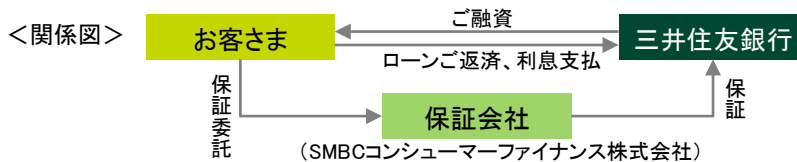


ご注意ください

保証会社のご利用について

ポイント1 保証会社のご利用について

ローンのご利用にあたっては、当行指定の保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の保証をご利用いただきますが、その際、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社の審査があります。



ポイント2 保証料について

お借入時に一括して保証料をお支払いいただく必要はありませんが、適用させていただくお借入利率の中から当行が当行指定の保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社に保証料をお支払いいたします。なお、繰上返済した場合でも保証料の返戻はございません。



ご注意ください

●保証会社のご利用について

保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社の審査の結果によっては、お申込をお断りすることがあります。

一部繰上返済について

ポイント1 お借り入れの一部を繰上返済したいときは？

お借入中のローンを一部繰上返済したい場合は、お借入ご本人さまよりお取引店にお電話の上、郵送にて書面をご提出いただきます。お手続きにあたっては、繰上返済手数料として5,500円(消費税込)が必要となります(ただし、法令上の制限がある場合を除きます)。

※なお、ローン契約機、インターネットでのお手続きはできません。

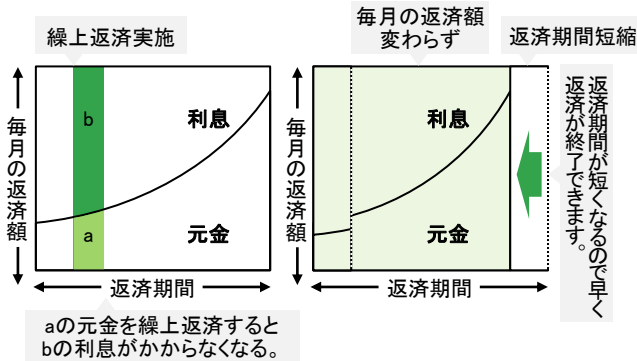
ご利用ガイド

ポイント2 一部繰上返済のパターンについて

一部繰上返済には大きく分けて2つのパターンがあります。1つは、返済期間を短縮する「期間短縮型」、もう1つは毎月の返済額を減額する「返済額軽減型」です。2つのパターンを組み合わせることも可能です。

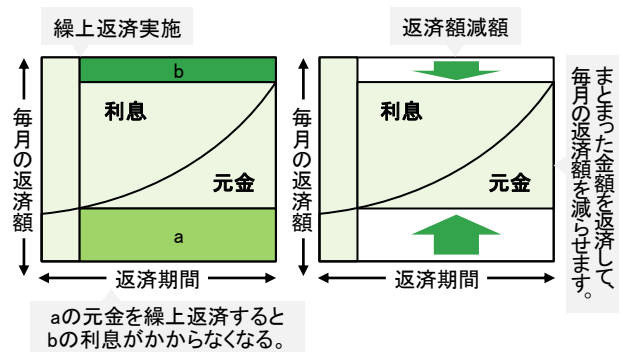
①期間短縮型

毎月の返済額はそのまま、返済期間を短縮します。



②返済額軽減型

返済期間はそのままで、毎月の返済額を減額します。



●一部繰上返済のパターンについてのご注意点

期間短縮型の一部繰上返済を行った場合、後日、返済期間を再度延長することはできません。

ポイント3 繰上返済可能金額について

一部繰上返済のパターンごとの1回あたりの返済可能金額は以下のとおりです。

①期間短縮型

- ＜ボーナス返済なしの場合＞
繰上返済元金＝毎月返済元金×〇ヵ月分(短縮月数)
- ＜ボーナス返済ありの場合＞
短縮できる期間は6ヵ月きざみ(6、12、18ヵ月等)となります。したがって、以下ようになります。

$$\text{繰上返済元金} = \text{毎月返済元金} \times \text{〇ヵ月分}(6\text{の倍数}) + \text{ボーナス返済元金} \times \Delta\text{回分}(\text{〇ヵ月} \div 6)$$

②返済額軽減型

- 毎月返済部分、ボーナス返済部分とも、任意の金額を繰上返済できます。
- ただし、繰上返済後のボーナス返済部分の金額が、毎月返済部分より多くならないようにしてください。

ポイント4 未払利息のお支払いについて

ローンの利息は1ヵ月ごとの後払い(ボーナス返済部分は6ヵ月ごと)ですので、繰上返済した元金相当額については、繰上返済時に、前回返済日以降の利息を精算してお支払いいただきます。

ボーナス返済部分の元金を繰上返済する場合、前回返済日からの日数により、最大6ヵ月分の利息をご精算いただきます。

＜お手順の流れ＞

一部繰上返済のお申し出

お取引店にご連絡ください。

一部繰上返済シミュレーション

繰上返済のシミュレーションを作成し、ご返済額、繰上返済後のお借入内容等をご説明しますのでご確認ください。

繰上返済依頼書のご提出

シミュレーション結果がよろしければ、繰上返済依頼書をご提出ください。

繰上返済

お手順希望日に銀行にて返済用預金口座より資金をお引き落としの上、ローンの繰上返済を行います。 ※同時に手数料も返済用預金口座よりお引き落としさせていただきます。

新しいローンご明細書のご送付

お手順完了後、繰上返済後の新しいローンご明細書を郵送しますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。

※「ボーナス返済部分」のみ全額返済の場合は、新しいローンご明細書は作成されませんのでご了承ください。

ご利用ガイド

●一部繰上返済の方法についてのご注意点

①約定返済日の前営業日等、お手続きできない日がありますので、くわしくは下表をご覧ください。

【例】約定返済日が 25日の場合	22 ○	23 ○ 【注1】	24 ×	25 ○ 【注2】	26 ○
		2 営業日前 約定返済日の 前営業日	約定返済日の 前営業日	約定返済日	

【注1】ただし、15時までとなります。

【注2】約定返済日当日でお引き落としが済んでいない場合等、その他、一部お手続きできないケースがあります。

②「返済額軽減型」では、お借入利率が前回の返済額見直し時に比べて大幅に上昇している場合等に、繰上返済後の新しい毎月返済額が、前回返済額よりも増額になることがありますので、事前にシミュレーションで新返済額をご確認ください。



ご注意ください

全額繰上返済について

ポイント1 お借り入れの全額を繰上返済したいときは？

お借入中のローンの一部繰上返済したい場合は、お借入ご本人さまよりお取引店にお電話の上、郵送にて書面をご提出いただきます。お手続きにあたっては、繰上返済手数料として5,500円(消費税込)が必要となります。(ただし、法律の制限がある場合を除きます) ※なお、ローン契約機、インターネットでのお手続きはできません。

ポイント2 繰上返済に必要な資金

全額繰上返済にあたっては、繰上返済日当日に、お借入残高のほか、繰上返済日当日までの未払利息、損害金(延滞している場合のみ)、所定の手数料(銀行手数料)をお支払いいただきます。

<お手続きの流れ>

全額繰上返済のお申し出

お取引店にご連絡ください。

全額繰上返済シミュレーション

繰上返済のシミュレーションを作成しますので、内容をご確認ください。

繰上返済依頼書のご提出

シミュレーション結果がよろしければ、繰上返済依頼書をご提出ください。

繰上返済

お手続き希望日に銀行にて返済用預金口座より資金をお引き落としの上、ローンの繰上返済を行います。
※同時に手数料も返済用預金口座よりお引き落としさせていただきます。

ローン完済のお知らせご送付

完済されたローンの明細をお送りします。

住所や氏名に変更があった場合

ポイント1 お届け内容に変更があった場合はご連絡ください。

お借入人のお届け内容(住所・電話番号・氏名・お勤め先等)に変更があった場合は、すみやかにお取引店までご連絡ください。変更の内容によっては、変更となったことを証明する書類をご提出いただく場合があります。くわしくはお取引店にお問い合わせください。

1	住所・電話番号が変更になった場合	転居等で住所・電話番号が変更になった場合は、当行お届け住所・電話番号の変更手続きをお願いいたします。変更手続きがされないと、当行からの各種郵便物等ご連絡ができなくなりますので、できるかぎりすみやかにご連絡をお願いいたします。
2	氏名が変更になった場合	ご結婚等で氏名が変更になった場合は、お取引店にご連絡ください。お手続きの際には、新しい氏名が記載されている運転免許証等の公的書類、返済用預金口座の新旧印鑑等が必要となります。
3	お勤め先が変更になった場合	お勤め先が変更になった場合は、お取引店にご連絡ください。在籍確認のため、新しいお勤め先にお電話をさせていただきますので、ご了承ください。



ご注意ください

●お手続き方法についてのご注意点

住所・電話番号・お勤め先の変更のお手続きは、窓口のほかインターネットバンキング等によりお手続きができます。ただし、マル優・マルチ・財形・金融商品仲介のいずれかをご利用の場合は、インターネットバンキング(SMBCダイレクト)ではお手続きいただけません。お近くの窓口までお越しください。

ご利用ガイド

お客さまの情報のお取扱について

ポイント1 お客さまの情報の利用目的

当行は、お客さまの情報について利用目的を特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

主な利用目的

- ローンのご融資の判断や必要なお手続、継続的なお取引における管理のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

等、くわしくはプライバシーポリシーをご覧ください。

※当行は、機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報)は、法令で定められた利用目的の範囲内で適切な業務の遂行上必要な場合を除き取得、利用または第三者提供いたしません。

※保証会社であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社は今回のローンの保証に必要な範囲で利用いたします。さらに、提携ローンの場合の各提携会社でも、今回のローンのお手続に関連して必要な範囲で利用いたします。ローンが債権譲渡や証券化された場合は、そのために必要な範囲で、債権譲渡先や証券化のための特定目的会社等で利用いたします。

ダイレクト・マーケティングの中止に関するお取扱

ダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングでお客さまの情報を利用することについて、これを中止するようなお申出があった場合は、直ちに当該目的でのお客さまの情報の利用を中止いたします。なお、中止のお申出方法につきましては、お取引店または最寄り店にお問い合わせください。

当行ホームページ(<https://www.smbc.co.jp/>)でも、中止のお申出書類のご請求を受付しております。

ポイント2 個人情報登録

ローン申込の情報は、与信判断のため、個人情報機関の登録内容照会の際に利用されます。また、ローンの契約成立後、借入内容や返済状況(延滞、代位弁済、完済等)に関する情報が個人情報機関に登録され、各加盟企業が与信判断に利用します。なお、この登録内容は、完済しても5年間登録が抹消されませんのでご注意ください。

全国銀行個人情報センター	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html/
株式会社日本信用情報機構	https://www.jicc.co.jp/
株式会社シー・アイ・シー	https://www.cic.co.jp/

ポイント3 プライバシーポリシー

当行は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針(プライバシーポリシー)を制定し、個人情報の利用目的、適正な取得、第三者提供、安全管理措置、開示請求手続等を公表しています。プライバシーポリシーは、お取引店、最寄り店、または当行ホームページ(<https://www.smbc.co.jp/>)に掲示しております。個人情報の取扱いに関する苦情につきましては、お取引店またはプライバシーポリシーに記載しております窓口にお申し出ください。

【ご案内】

当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。

【ご連絡先】

全国銀行協会相談室

0570-017109 または 03-5252-3772

4. ローン規定・契約書用語解説集

ローン規定・ローン契約書に使われている用語を、分かりやすく解説します。(以下、五十音順)

いんえい 【印影】	証書等に押されたハンコのあと。ちなみに、印影の真偽を確認するためにあらかじめ官公署、取引先等に届け出ておく印影のことを「印鑑」といいます。
がんきん 【元金】	借り入れたローンの融資額のこと。ローンの返済は元金部分と、金利や返済期間に応じて変わる利息部分からなります。
がんりきんへんさいがく 【元利金返済額 などの自動支払 などの自動支払】	毎月の返済額等を銀行の窓口等で返済するのではなく、返済日当日に、コンピュータ処理により自動的に借主の預金口座から引き落とされ支払われる方式のことをいいます。
きげんぜんかいやくりつ 【期限前解約利率】	預金の中途解約利率のことです。期限の定めのある預金の場合には、満期が到来していない時点で解約を申し出ると、通常、約定利率よりも低い利率が適用されますが、その低い利率のことをいいます。期限前解約利率は、銀行の店頭に備えられた説明書に記載されています。
きげんのりえき 【期限の利益】	期限が到来しないことによって当事者が受ける利益のことをいい、ローン契約の場合、借主は「契約で定められた最終返済期限までは、約定どおり返済していれば、借入金全額の返済を求められることはない」という利益のことをいいます。ローン規定「期限前の全額返済義務条項第1項」に掲げられている事項のいずれかに該当した場合には、当然に借主はこの「期限の利益」を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済しなければならなくなります。また、同規定「期限前の全額返済義務条項第2項」に掲げられている事項のいずれかに該当した場合には、銀行の請求により借主はこの「期限の利益」を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済しなければならなくなります。
きげんみとらいのよきん 【期限未到来の預金】	期限の定めのある預金(定期預金等)で、満期が到来していない預金のことです。
ぎんこうきゅうじつ 【銀行休日】	「銀行休日」は、銀行法で、「日曜日その他政令で定める日に限る」とされています。具体的には、「日曜日」のほか、「祝日」、「国民の休日」、「12月31日から翌年の1月3日までの4日間」、および「土曜日」です。
くりあげへんさい 【繰上返済】	借入当初の契約で定められた期限よりも前に繰り上げて返済することをいいます。具体的には、残っている債務額(残債務額)の一部を繰り上げて返済すること、あるいは残債務全額を一括して返済することをいいます。こうした繰上返済を行うには、銀行店頭に示されている所定の手数料がかかります。また、一部を繰り上げて返済する場合、最終返済日を繰上返済分だけ期間を短縮したり、最終返済日をそのままにして毎月返済部分および半年ごとの増額返済部分(ボーナス返済部分)の約定返済額を再計算します。具体的な手続等については、お取引店までお問い合わせください。
けんりのこうし 【権利の行使 またはほぜん または保全 にかんするひよう (に関する費用)】	借主または保証人に対する「権利の行使または保全(に関する費用)」とは、抵当権に関する登記費用、担保物件の価値に関する調査費用および処分にかかる費用のほか、債権回収、債権保全等のためにかかった費用等をいいます。ローン規定「費用の負担」では、これらにかかる費用については、借主が負担することを定めています。
こうけん 【後見】	精神上の障害により判断能力を欠く者について、申し立てに基づき家庭裁判所が後見開始の審判を行い、成年後見人を選任します。成年被後見人は原則として単独では有効な法律行為はできず、成年後見人が代理して行います。
こじんしんようじょうほう 【個人情報 センター】	個人信用情報センターは、消費者金融の円滑化を図るため、全国銀行協会連合会が設置している信用情報機関で、消費者ローン等の利用に関する情報を本人の同意に基づき登録し、銀行等の会員に取引上の参考資料として提供しています。なお、この登録情報については、全国各地の銀行協会において、本人からの請求にもとづき開示しています。詳細については、パンフレット『個人情報センターのご案内』をご参照ください。
さいけんじょうと 【債権譲渡】	債権者は自己の有する債権を第三者に譲渡することが法律で認められています。この行為を「債権譲渡」といいます。銀行が住宅ローン等の貸し出しを行った場合には、銀行は借主に対して「貸し出した金銭を利息とともに返済してもらおう」という債権を有するわけですが、この債権を第三者に譲ることができるということです。
さいけんほぜん 【債権の保全】	銀行は、貸し出した金銭および利息が回収できない事態とならないよう、返済の遅延等の発生を予防するとともに、万一借主が返済できない事態となった場合にも、貸出金が全額回収できるよう必要な措置を講じる必要があります。この措置を「債権の保全」といいます。
さしおさえ 【差押え】	裁判所の命令や税金の滞納処分等により、借主の財産(土地家屋、家財道具のような有体物または権利等)の使用または処分を禁じることを「差押え」といいます。ローン規定「期限前の全額返済義務条項」の「差押え」とは、借主に何らかの金銭の支払請求権を有する第三者が、借主の当該ローン契約の相手方である銀行に提供された担保(不動産、有価証券等)や預金債権について、裁判所の命令等により、自己の請求権を確実に確保できるように、担保や預金債権の処分等を禁止すること、またはその状態をいいます。
しほらいのていし 【支払の停止】	借主が負う金銭債務の全部または大部分の支払が不能になったことを口頭や行動で(明示または黙示に)表示することをいいます。たとえば、借主が破産の申立てをしたり、店舗を閉鎖して営業を停止したり、夜逃げ等により銀行に所在がわからなくなる行動をとったような場合、支払停止とみなされます。
じへん 【事変】	たとえば、内乱等の騒乱や戦争等のような異常な事態をいいます。

ローン規定・契約書用語解説集

【成年後見制度】

精神的障害等の事情により、自ら財産管理や身上監護の全部または一部ができなくなった成年者を保護するための制度です。

【相殺】

相殺とは、2者が互いに同種の目的を有する債権をもっている場合※に、実際に相互に支払う代わりに、相互の債権を対当額だけ消滅させることをいいます。
※たとえば、銀行が借主から預金をお預かりしている場合、銀行と借主とが互いに同種の債権(金銭債権)を有していることとなります。

【損害金】

借主が約定どおり元金金の返済を行わない場合、返済日の翌日から入金日までの期間について返済が遅延している元金に、借入要項に記載された所定の利率を乗じて算出された金額を、違約金としてお支払いいただくものです。

【代位】

保証人が保証債務を履行することによって、銀行が有する担保権その他の権利を取得することをいいます。

【第三者のために権利を設定】

特定の法律関係について、これに関与する者(これを「当事者」といいます)以外の者のことを「第三者」といいます。ローン契約の場合には、第三者とは、金銭を貸し出した銀行と金銭を借り入れた借主以外の者のことです。「第三者のために権利を設定」とは、たとえば、この「第三者」のために質借権、質権、抵当権等の権利を設定することをいいます。

【短期プライムレート】

銀行(民間金融機関)が、最も信用力のある企業に対して貸し出しをする、貸出期間が1年未満の最優遇貸出金利のことをいいます。

【団体信用生命保険】

銀行を保険契約者とし、銀行からローンを借りている借主を被保険者とする保険契約で、借主が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になった時に、銀行が生命保険会社から受け取る保険金で借主の返済に充当するしくみの団体保険です。この保険への加入のお申込の際に「健康状態等」を申告していただきますが、万一、事実を記入しなかったり、事実と異なっていた場合、保険金が支払われないことがあります。万一、保険金支払が取り消された場合は、借主または当該債務の相続人は直ちに残った債務全額を返済するか、銀行所定の相続手続を取って債務を引き受けなければなりません。

※なお、教育ローン(無担保型)・フリーローン(無担保型)、マイカーローンでは、団体信用生命保険はご利用いただけません。

【手形交換所の取引停止処分】

通常、手形交換所では手形や小切手の信用秩序を維持するために、取引停止処分制度を設けています。取引停止処分制度とは、同じ手形交換所地域内で6か月間に2回の不渡りを出した約束手形・小切手の振出人または為替手形の引受人は、その交換所に参加している銀行との当座勘定取引および貸出取引が2年間停止されるというものです。

【任意後見監督人】

自己の判断能力が不十分になった場合に自己の財産管理や身上監護を行う者(任意後見人)を事前の契約によって定めておく制度を任意後見人制度といい、任意後見監督人とは、任意後見制度において任意後見人を監督する者のことをいいます。任意後見制度を利用するには、公正証書により任意後見契約を作成する必要があり、本人の判断力が低下した後に家庭裁判所が任意後見監督人を選任することによりその効力が生じます。任意後見人は任意後見契約で定められた内容の代理権を有することになります。

【破産】

債務者が債務を完済することができなくなった場合に、債務者の総財産をすべての債権者に公平に弁済することを目的とする裁判上の手続のことをいいます。

【半年ごと増額返済】

ボーナス返済ともいいます。一般には、ボーナス時等に年2回、通常の毎月返済額に一定額を上乗せして返済することをいいます。

【保佐】

精神上の障害により判断能力が著しく不十分な方について、申し立てにもとづき家庭裁判所が審判を行い、保佐人を選任します。被保佐人は日常生活に関する行為を除き、民法で定められている行為(銀行取引も含まれます)については保佐人の同意が必要とされています。なお、特定の法律行為については、当事者の申し立てにもとづき家庭裁判所の審判により、被保佐人の同意を得た上で、保佐人に代理権を付与することができます。

【補助】

精神上の障害により判断能力が不十分な方について本人の申し立てにより、または、本人の同意を得た上で、家庭裁判所が補助開始の審判を行い、補助人を選任します。被補助人は原則的には単独で有効な行為ができませんが、民法で定められた行為の一部については、補助人の同意が必要となる場合があり、当事者が選択した特定の法律行為については、当事者の申し立てにもとづき家庭裁判所の審判により、被補助人の同意を得た上で、補助人に代理権が付与されます。

【未払利息】

ローンの利息の支払方法が後払いであるために、発生しているが支払われていない利息のことです。たとえば、増額返済月(ボーナス返済月)を4か月経過した時点で繰上返済を行う場合、増額返済分(ボーナス返済分)の利息は一般に6か月分を後払いする取扱となっているため、前回の増額返済(ボーナス返済)以降の4か月分の利息が未払利息となり、ご精算いただく必要が生じます。

【民事再生手続き】

債務者が資金繰りに行き詰ったり、債務超過の恐れがある等、経済的に窮境にある場合に、裁判所の関与の下、債権者等の協力を受け、自主性を尊重しながら、債務者の事業または経済生活の再生を図る法的手続です。

【約定利率】

契約において定められた利率のことをいいます。なお、ローン規定「銀行からの相殺」では、預金の預入契約において定められた利率のことをいいます。



お気軽にお問い合わせ・ご相談ください

三井住友銀行 カードローンプラザ



0120-923-923

【教育ローン(無担保型)、
フリーローン(無担保型)、
マイカーローンのご相談も
承っております】

お申込受付時間 9時～20時※

お問い合わせ時間 平日9時～18時※

※12月31日～1月3日を除く

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。